

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 6 日

介護サービス事業所 管理者 各位

久留米市健康福祉部介護保険課
介護保険課長 柴尾 晴信

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求

(3月提出分及び4月提出分)の取扱いについて

日ごろから、久留米市の介護保険事業の運営についてご理解とご協力をいただくとともに、今般の状況を踏まえ、利用者へのサービスの継続のためにご尽力いただいていることに対し、心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいていることかと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所等の中には報酬請求の事務作業に遅れが生じるものも想定されるところです。

つきましては、厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室より令和2年3月5日付けで事務連絡が提出され、新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて下記のとおり整理されましたので、ご周知させていただきます。

引き続き新型コロナウイルス感染症のまん延防止に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

記

○ 請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応

本年2月サービス提供分(3月提出分)及び3月サービス提供分(4月提出分)に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日(サービス提供の翌月10日)後に請求することが可能である。このような場合においては、請求期日までに事業所所在の国保連に届け出ること。

久留米市健康福祉部介護保険課
育成・支援チーム
TEL:0942-30-9247 / FAX:0942-36-6845